

青森県報

号外第三十九号

平成十八年
四月一日
(土曜日)

目次

告 示

建設工事及び建設関連業務の競争入札参加資格……………(監理課)…

告 示

青森県告示第三百十一号

平成十八年度において県が発注する建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設関連業務」という。)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第四条に規定する特定調達契約の締結が見込まれるので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する第六百六十七条の五第二項並びに特例政令第四条の規定に基づき、当該建設工事及び建設関連業務に係る契約についての一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法を次のとおり公示する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 資格審査の区分

1 建設工事

資格審査は、建設業法別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに区分して行う。

2 建設関連業務

資格審査は、次に掲げる業種ごとに区分して行う。

- (一) 測量業務
- (二) 建築関係建設コンサルタント業務
- (三) 土木関係建設コンサルタント業務
- (四) 地質調査業務
- (五) 補償関係コンサルタント業務

二 競争入札参加資格

1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号。以下「建設工事規則」という。)第二条の定めるところにより、次のとおりである。

- (一) 建設工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。
- (二) 四の1に規定する競争入札参加資格審査申請書又は電子情報処理組織を使用して行う申請に係る様式及び四の1の知事が定める書類に記載又は記録をすべき重要な事項について記載又は記録をし、かつ、それらの記載又は記録の内容が事実と反していないこと。
- (三) 建設業法第三条第一項の規定による許可(同条第三項の許可の更新を含む。)を受けていること。

2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和五十八年二月青森県規則第六号。以下「関連業務規則」という。)第二条の定めるところにより、次のとおりである。

- (一) 建設関連業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。
- (二) 四の2に規定する資格審査申請書(四の2の規定により添付しなければならない書類を含む。)の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。

三 資格審査の申請の時期
資格審査の申請の時期は、随時とする。

四 資格審査の申請の方法

1 建設工事

資格審査の申請は、建設工事規則第四条第一項の定めるところにより同項に規定する競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に郵送し、又は同規則第十六条第一項の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請を行い、及び同条第三項の定めるところにより次に掲げる書類を県土整備部監理課に郵送して行わなければならない。

(一) 県内に本店を有する者及び県外に本店を有する者のうち建設業法第三条第一項の許可を受けている営業所を本県に有している者にあつては、申請日以前一ヶ月以内に県税事務所が交付する青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の原本

(二) 総合評定値通知書の写し（建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成六年建設省告示第四百六十一号）に定める項目及び基準により審査が行われたものに係るものに限る。）

(三) 県内に主たる営業所を有する者のうち、郵送して申請を行うものにあつては主観的査定要素申告書（第一号様式）及びその記載内容を確認できる書類、電子情報処理組織を使用して申請を行うものにあつては主観的査定要素申告書の評定項目の該当の有無を確認できる書類

(四) 県内に主たる営業所を有しない者（電子情報処理組織を使用して申請を行うものを除く。）にあつては、営業所一覧表（第二号様式）

(五) 工事の種類が、土木一式工事又は建築一式工事に係る資格審査の申請をする者のうち、(二)の総合評定値通知書に記載された技術職員数に増減があるものにあつては、技術職員調査書（第三号様式）及びその記載内容を確認できる書類

(六) 角形二号封筒に受領書及び資格審査結果の送付先住所を記入し、百二十円切手を貼付したものと二通（電子情報処理組織を使用して申請を行う場合は、一通）

2 建設関連業務

資格審査の申請は、関連業務規則第四条第一項の定めるところにより、同項に規定する資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に持参又は郵送して行わなければならない。この場合において、資格審査を受けようとする

者が、建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し及び同規程第八条第一項第三号に規定する書面の写し（同項の規定により提出している場合に限る。）並びに同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写しの提示をもって(五)及び(六)に掲げる書類の提出並びに(二)に掲げる書類を提出する際に提示する書類の提示に代えることができる。

(一) 経営規模等総括表（第四号様式）
次に掲げる書類を併せて提示すること。

ア 法人である場合にあつては直前二年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合にあつては直前二年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

イ 国税通則法第二百二十三条第一項の規定により税務署長が交付する同法施行令第四十一条第一項第一号に規定する事項についての直前一年の各事業年度の消費税に係る証明書の写し

(二) 業者カード（第五号様式）
法人である場合にあつては商業登記簿等の謄本の写し、個人である場合にあつては身元証明書の写しを併せて提示すること。

(三) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする登録等の証明書の写し
資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者である場合にあつては建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用方針の策定について（平成八年十一月十三日付け建設省経振発第九十四号建設省建設経済局建設振興課長通知）4の規定による通知の写し、地質調査業登録業者である場合にあつては地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針の策定について（平成八年十一月十三日付け建設省経振発第二百二号建設省建設経済局建設振興課長通知）3の規定による通知の写し、補償コンサルタント登録業者である場合にあつては補

償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（平成六年六月二十日付け
経整発第四十四号建設省建設経済局調整課長通知）5の規定による通知の写し

(五) 実績調書（第六号様式）

実績調書に記載した業務に係る契約書の写し又は請書の写しを併せて提示す
ること。

(六) 技術者経歴書（第七号様式）

技術者経歴書に記載した技術者に係る雇用関係を確認できる書類及び当該技
術者の資格を有することを証する書類の写しを併せて提示すること。

五 競争入札参加資格の認定

1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、建設工事規則第五条及び第六条の定める
ところにより、次のとおり認定する。

(一) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、別に定
める青森県建設工事競争入札参加資格審査要領により、申請に係る建設工事の
種類ごとに建設工事規則別表第一及び別表第二に掲げる各項目を点数化し、そ
の総合数値の点数順に等級の区分を付して競争入札参加資格があるものと認定
する。

(二) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当
該資格がないものと認定する。

2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、関連業務規則第五条の定めるところ
により、次のとおり認定する。

(一) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、当該資
格があるものと認定する。

(二) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当
該資格がないものと認定する。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、建設工事規則第五条の二又は関連業務規則第五条の二の定め
るところにより、資格審査を受けた者に通知する。

七 競争入札参加資格の有効期間

1 建設工事

競争入札参加資格の有効期間は、建設工事規則第七条の定めるところにより、

平成十八年六月三十日までに六の規定による通知があった者については当該通知
のあった日から平成十八年六月三十日まで、同年七月一日から平成十九年六月三
十日までに六の規定による通知があった者については当該通知があった日から平
成十九年六月三十日までとする。

2 建設関連業務

競争入札参加資格の有効期間は、関連業務規則第六条の定めるところにより、
六の規定による通知があった日から平成十九年六月三十日までとする。

八 競争入札参加資格の更新手続

1 建設工事

競争入札参加資格の更新を希望する者は、建設工事規則第四条の定めるところ
により、平成十九年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。

2 建設関連業務

競争入札参加資格の更新を希望する者は、関連業務規則第四条の定めるところ
により、平成十九年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。

第一号様式

主 観 的 査 定 要 素 申 告 書

商号又は名称

評 価 項 目	該 当 事 項	添 付 書 類
建設業労働災害防止協会に加入している		建設業労働災害防止協会加入証明書の写し
COHSMS評価サービスを受けている 又はOHSAS18001の認証を取得している		COHSMS評価証の写し 又はOHSAS18001 審査登録証等の写し
ISO9001の認証を取得している		ISO9001の審査登録 証等の写し
ISO14001の認証を取得している		ISO14001の審査登 録証等の写し

- 注1 該当する事項の太枠内に 印を記入すること。
 2 該当する事項について、添付書類を併せて提出すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第二号様式

営 業 所 一 覧 表

営 業 所 の 名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
		F A X 番 号	
	〒		

- 注1 東北地方に所在する建設業法第3条第1項の許可を受けている支店等営業所及び連絡先である支店等営業所で、契約に関する事務を行うものについて記入すること。
 2 「備考」の欄には、支店等営業所が建設業法第3条第1項の許可を受けている場合は 印を、連絡先である場合には 印を記入すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第三号様式
(表)

技 術 職 員 調 査

商号又は名称

	氏 名	土木一式工事関係		建築一式工事関係	
		1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士	2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士	1級建築施工管理技士又は1級建築士	2級建築施工管理技士又は2級建築士
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

注1 常時雇用されている者について記入すること。

2 「土木一式工事関係」及び「建築一式工事関係」について、総合評定値通知書記載の技術職員数から増減がある場合は、その全員について氏名及び該当する資格に 印を記入すること。

3 「1級土木施工管理技士」、「2級土木施工管理技士」、「1級建設機械施工技士」、「2級建設機械施工技士」、「技術士」、「1級建築施工管理技士」、「2級建築施工管理技士」、「1級建築士」及び「2級建築士」については、裏の表のとおりとする。

4 記入した者については、財団法人青森県建設技術センターに技術者登録をしている者についてのみ所属技術者として認めるものとする。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏)

資格区分	説 明
1級土木施工管理技士	建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
2級土木施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
1級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者
2級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工とするものに合格した者
技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による技術士試験の第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
1級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
2級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
1級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第1項の規定による1級建築士の免許を受けた者
2級建築士	建築士法第4条第2項の規定による2級建築士の免許を受けた者

第四号様式

経 営 規 模 等 総 括 表

商号又は名称		直前第2年度決算		直前第1年度決算		年間平均実績高	
競争入札への参加を希望する業務区分		年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月		
測 量 等 実 績 高	測 量	千円	千円	千円	千円	千円	
	建 築	千円	千円	千円	千円	千円	
	土 木	千円	千円	千円	千円	千円	
	地 質	千円	千円	千円	千円	千円	
	補 償	千円	千円	千円	千円	千円	
	計	千円	千円	千円	千円	千円	
自 己 資 本 額	区 分	直 前 決 算 時	利 益 処 分 (損 失 処 分)	計	決 算 後 増 額 分	合 計	
	資 本 金	千円	千円	千円	千円	千円	
	準 備 金 ・ 積 立 金	千円	千円	千円	千円	千円	
	次 期 繰 越 利 益 (損 失)	千円	千円	千円	千円	千円	
計	千円	千円	千円	千円	千円		
常 勤 の 職 員 数	技 術 関 係					事 務 関 係	計
	測 量	建 築	土 木	地 質	補 償		
人	人	人	人	人	人	人	人
営 業 年 数	創 業		休 業 又 は 転 (廃) 業 の 期 間		現 組 織 へ の 変 更		営 業 年 数
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第五号様式

業者カード

ふりがな 商号又は名称																				
本店所在地		〒				電話 FAX		営業所所在地				〒				電話 FAX				
区分	申請業種内容										資格又は実務経験を有する職員数(人)									
測量	測量一般		地図の調整			航空測量					測量士		測量士補		土地家屋調査士		純計			
建築	建築一般	意匠	構造	暖房	衛生	電気	建築	電算	機械	調査	1級建築士	2級建築士	木造建築士	建築設備資格者	建築積算資格者	電気設備設計実務経験者(A)	電気設備設計実務経験者(B)	機械設備設計実務経験者(A)	機械設備設計実務経験者(B)	純計
土木	河川、砂防及び海岸	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	造園	機械(流体機械、建設等)	電気・電子	建設	水道(上水道、下水道等)	農業(農業土木)	林業(森林土木)	水産(水産土木)	応用理学(地質)	大臣認定者
木	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	建設機械	電気・電子	環境調査	土木設計実務経験者	RCCM	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	土地区画整理士	環境計量士	濃音・振動	騒音・振動	純計	
地質	地質調査										技術士(建設(土質及び基礎))		技術士(応用理学(地質))		大臣認定者		地質調査実務経験者		地質調査士	純計
補償	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	測量士	測量士補	土地家屋調査士	1級建築士	2級建築士	木造建築士	補償業務管理士			土地調査	土地評価	物件	機械工作物		
	事業損失	補償	不動産鑑定	登記手続等		補償業務管理士		営業補償・特殊補償	事業損失	補償	不動産鑑定士	不動産鑑定士補	大臣認定者	補償業務実務経験者	公共用地取得実務経験者	純計				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3縦長とする。

第六号様式

実 績 調 査 書

(業 種 区 分) _____

発注者	元請又は 下請の別	件 名	測 量 等 対 象 の 規 模 等	業務履行場所の ある都道府県名	請負代金の額 (千円)	着 手 年 月	
						完成 (予定) 年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第七号様式

その1 測量業務の場合

技 術 者 経 歴 書

測 量 業 務

番 号	氏 名	資 格 の 種 類		
		測 量 士	測 量 士 補	土 地 家 屋 調 査 士
計				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

